

大分県報

平成二十九年
第二八九四号
六月三十日

（金曜日）

目次

告示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請（二件）	一
土壌汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定解除	二
県営土地改良事業計画変更の決定及び縦覧	二
道路区域の変更（二件）	二
道路の供用開始	三
監査委員告示	三
外部監査人補助者に関する告示	三

○告示

大分県告示第三百七十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成二十九年六月三十日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

- 変更申請のあった年月日
平成二十九年六月十四日
- 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 大分県コンクリート診断士会
- 代表者の氏名
佐藤 嘉昭
- 主たる事務所の所在地
大分市大字片島四百四十四番地の一

五 定款に記載された目的
この法人は、コンクリート診断技術を有するコンクリート診断士等の人材育成及びインフラの保全を図るためコンクリート構造物の診断に係わる事業を行い、もって県民の安全・福祉の向上に寄与することを目的とする。

六 定款変更の内容
目的の変更
事業の変更
役員に関する事項の変更
会議に関する事項の変更
資産及び会計に関する事項の変更
定款の変更に関する事項の変更

大分県告示第三百七十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成二十九年六月三十日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

- 変更申請のあった年月日
平成二十九年六月十六日
- 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 青少年の自立を支える青空の会
- 代表者の氏名
澤田 正一
- 主たる事務所の所在地
大分市大字城原千七百二十六番地の六
- 定款に記載された目的
この法人は、自立困難な青少年の生活援助にあたり、自立に寄与すること、またその目的をもって活動する施設、個人を支援することを目的とする。
- 定款変更の内容
事務所のある地の変更
目的の変更
活動の種類の変更

事業の変更
役員に関する事項の変更
公告の方法の変更

大分県告示第三百八十号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、次の区域について、特定有害物質により汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)の指定の全部を解除する。

平成二十九年六月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 指定を解除する形質変更時要届出区域
佐伯市鶴岡町一丁目二千十六番六の一部

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
水銀及びその化合物

三 土壤汚染対策法施行規則第三十二条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
水銀及びその化合物

四 指定を解除する形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去(基準不適合土壤の掘削による除去)

大分県告示第三百八十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

平成二十九年六月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所

県営中山間地域総合整備事業 (農業用排水施設整備) (農道整備) (ほ場整備) (暗渠排水)	大野東部地区	平二九・六・三〇から 平二九・七・二〇まで	豊後大野市役所
--	--------	--------------------------	---------

大分県告示第三百八十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十九年六月三十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延 長
宇佐市安心院町龍王字七貫二八番六から 宇佐市安心院町龍王字七貫二八番九まで	宇佐市安心院町龍王字七貫二八番六から 宇佐市安心院町龍王字七貫二八番九まで	前	一四・〇 ～ 一二・七	メートル 三七・六
		後	一五・〇 ～ 一四・五	三七・六
宇佐市安心院町龍王字七貫二六番六地内 宇佐市安心院町龍王字七貫二六番八地内	宇佐市安心院町龍王字七貫二六番六地内 宇佐市安心院町龍王字七貫二六番八地内	前	一二・八 ～ 一〇・五	二八・七
		後	一五・〇 ～ 一一・四	二八・七

大分県告示第三百八十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十九年六月三十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。
平成二十九年六月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
宇佐市安心院町古市字古園八一番四から宇佐市安心院町龍王字七貫一五七番五まで	後 A	前 B	一七・〇メートル 九・〇	一七八・八	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		A			

大分県告示第三百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成二十九年六月三十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。
平成二十九年六月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	供 用 開 始 区 間	供用開始年月日
宇佐市安心院町龍王字七貫一四四から宇佐市安心院町龍王字七貫一四四まで	宇佐市安心院町龍王字七貫一四四	平二九・六・三〇
	宇佐市安心院町龍王字七貫一四四	

○監査委員告示

大分県監査委員告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第一項後段の規定による監査の事務の補助についての外部監査人との協議が、次のとおり調った。
平成二十九年六月三十日

大分県監査委員 首 藤 博文
大分県監査委員 長 野 恭 子
大分県監査委員 末 宗 秀 雄
大分県監査委員 吉 岡 美 智 子

一 監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所	資 格 等
内 藤 勝 浩	大分市大字三芳六八〇番地の三	公認会計士
後 藤 大 輔	大分市大字賀来二四八番地の一	公認会計士
田 北 万 世	大分市上野丘一丁目九番四五号	公認会計士
池 邊 博 史	大分市東津留一丁目七番七一五〇一号	システム 監査技術者

二 監査の事務を補助できる期間
平成二十九年七月一日から平成三十年三月三十一日まで